

村税の種類と納期

村税は、下記納期月に必ず納めてください。

税目	納付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
村県民(住民)税				●		●		●			●		
固定資産税			●		●					●		●	
軽自動車税		●											
国民健康保険税					●	●	●	●	●	●	●	●	●

※納期限は、各納期月の月末。ただし、12月は25日が納期限です。月末が日曜・祝祭日等に当たるときは、その翌日(土曜日にあたる場合は翌々日)が納期限となります。

村税は、上記の各納期月に納めてください。

納期限が過ぎても納税されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。

督促状を送付してもなお納付がない場合は、法令により延滞金が課せられます。

尚、平成23年度課税分より延滞金を徴収致します。

納税は、安全・便利・確実な口座振替をご利用ください。

1. 納期のつど役場や金融機関等へ出向く手間がはぶけます。

2. あなたの預金口座のある金融機関等に、「お届け印」「預金通帳」を持参の上、手続きをして下さい。口座振替依頼書は、役場・各金融機関の窓口にあります。

3. 一度申込みされますと、賦課決定通知書等は毎年送付致しますが、納付書は直接、金融機関へ送られますので、お届けの金融機関で記

帳しご確認をお願い致します。
4. 口座振替のできる金融機関は、南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行です。

※口座振替日は各納期月の25日です。但し、振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

各税の詳細については、毎月発行されます広報に連載予定です。

5月号：固定資産税

6月号：村県民税

7月号：国民健康保険税

尚、軽自動車税については、4月号(次頁)に掲載致していますので、ご確認ください。

「ふれあいバス」が4月1日~無料でご利用いただけます

これまで村内唯一の路線バスとして有償で運行しておりました「ふれあいバス」が4月1日から無料でご利用いただけます。

尚、同日より、ふれあいバスの運行時間を一部変更させていただいておりますので、ご利用の際は各バス停設置の「新時刻表」及び全戸配布しております「主要バス停時刻表」をご確認いただきますようお願いいたします。



善意銀行だより

平成22年9~23年2月

御杖村善意銀行へ次の方々から金銭の預託がありました。(敬称略)

【神末】

川合 卓、寺前 富夫
今西 祭、森本 英喜

鈴木 敏弘

【菅野】

藤田 辰猪、藤田 剛

中嶋 泰彦、吉田 俊弘

元橋 平八、坂本 義信

【土屋原】

片桐 章行、太田奈良一

田嶋喜代三、谷口 常充

預託下さいました方々のご厚意に感謝いたしますと共に、紙上をもって厚くお礼申し上げます。

軽自動車税について



毎年4月1日現在に軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用等)及び二輪の小型自動車を所有している人に年税額(別表1)で課税されます。

年度の途中で取得、廃車されても

月割による課税又は還付はありません。

身体障害、知的障害、精神障害のある方で、一定の要件を満たす場合には、手帳所持者本人が所有する軽自動車に申請によって減免される制度があります。

◆別表1 税額一覧表

種別	税額(円)
原動機付自転車	
50cc(0.6kw)以下	1,000
ミニカー	2,500
90cc(0.8kw)以下	1,200
125cc(1.0kw)以下	1,600
軽自動車及び小型特殊自動車	
250cc(1.2kw)以下	2,400
三輪	3,100
自家用乗用	7,200
自家用貨物	4,000
営業用乗用	5,500
営業用貨物	3,000
農耕作業用	1,600
被けん引車	2,400
その他	4,700
二輪の小型自動車 250cc(1.2kw)超	4,000

減免の要件

1. 当該年4月1日現在で、障害者本人の所有名義である軽自動車(未成年の場合は、保護者名義でも構いません)
2. 障害者1人につき1台となっており、既に自動車税で減免制度を受けられている場合は、重複減免となるため対象となりません。
3. 各種手帳の該当要件については(別表2)をご確認下さい。

減免申請の方法

次の必要書類を添えて毎年納期限(4月30日)の7日前までに、役場住民生活課税務徴収グループへ提出して下さい。

必要書類

- ① 軽自動車税減免申請書(新規用又は継続用)

◆別表2 減免対象者一覧 "身体障害者手帳の場合"

障害区分	身体障害者本人が運転する場合		生計を一にする方が運転する場合	
	1, 2, 3, 4	級	1, 2, 3, 4	級
視覚障害	1, 2, 3, 4	級	1, 2, 3, 4	級
聴覚障害	2, 3	級	2, 3	級
平衡機能障害	3	級	3	級
音声機能障害	3	級		
上肢不自由	1, 2, 3	級	1, 2	級
下肢不自由	1, 2, 3, 4, 5, 6	級	1, 2, 3	級
体感機能障害	1, 2, 3, 5	級	1, 2, 3, 5	級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1, 2, 3	1, 2, 3	級
	下肢機能	1, 2, 3, 4, 5, 6	1, 2, 3	級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障害	1, 3	級	1, 3	級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1, 2, 3	級	1, 2, 3	級

『療育手帳の場合』……………「A」、「A1」、「A2」

『精神障害者福祉手帳の場合』…「1級」(但し、「自立支援医療受給者証(精神通院)」該当者のみ

- ② 各種障害者手帳
- ③ 自動車検査証及び納税通知書
- ④ 運転免許証(運転者のもの)
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 生計同一証明書(保健福祉課で申請が必要です) 但し、新規及び車輛変更時のみ添付